

(労法) 発第 1155 号

2017 年 12 月 18 日

地方別経済団体

専務理事・事務局長 各位

一般社団法人 日本経済団体連合会

労働法制本部長 輪島 忍

無期転換ルールの特例申請に関するご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、ご高承のとおり、2018 年 4 月以降、労働契約法第 18 条（無期転換ルール）に基づく無期転換申込権の本格的な発生が見込まれております。

無期転換ルールに関しましては、有期特措法により、定年後継続雇用の高齢者および高度専門職を対象として、都道府県労働局長の認定を受けることで無期転換申込権が発生しないこととする特例制度がございます。

特例制度に関しまして、このほど厚生労働省より経団連に対し、特例申請が急増していることから、2018 年 3 月末日までに認定を受けることを希望される場合には、2018 年 1 月末日までに申請していただきたい旨、会員企業・団体に周知してほしいとの要請がございました。

つきましては、貴会の会員企業の皆様へ、下記のポータルサイト等をご確認の上、手続きを早めに行っていただくよう周知いただけますと幸いです。

なお、本手続きは、e-gov による電子申請も可能となっておりますので、あわせてご案内ください。

以上、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

○有期契約労働者の無期転換ポータルサイト（厚生労働省）

「無期転換ルールの特例に関する申請をする場合はお早めに」(2017 年 12 月)

<http://muki.mhlw.go.jp/news/20171017.html>

[本件担当]

経団連労働法制本部 原田、鈴木

TEL 03-6741-0182 e-mail haradag@keidanren.or.jp

以 上